

環 境 水 道 委 員 会 記 録 (No. 25)

1 日 時 令和6年6月12日(水)
午前10時00分 開会
午前10時31分 閉会

2 場 所 第5委員会室

3 出席委員(8人)

委 員 長	富士川 厚 子	委 員	吉 村 太 志
委 員	田 仲 常 郎	委 員	井 上 秀 作
委 員	本 田 忠 弘	委 員	森 本 由 美
委 員	出 口 成 信	委 員	松 尾 和 也

4 欠席委員(1人)

副 委 員 長 河 田 圭 一 郎

5 出席説明員

消 防 局 長	岸 本 孝 司	総 務 部 長	竹 光 郁
予 防 部 長	山 本 芳 昭	指 導 課 長	三 原 千 恵 子
上 下 水 道 局 長	持 山 泰 生	総 務 経 営 部 長	大 迫 道 広
経 営 企 画 課 長	丸 谷 紀 之	広 域 ・ 海 外 事 業 部 長	一 田 大 作
広 域 事 業 課 長	徳 永 智 裕	水 道 部 長	廣 中 忠 孝
設 計 課 長	江 藤 一 洋		外 関 係 職 員

6 事務局職員

委 員 係 長 伊 藤 大 志 書 記 吉 富 裕 二

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	審査日程について	12日は議案の審査、13日は議案の採決、陳情の審査及び所管事務の調査を行うことを決定した。
2	議案第77号 北九州市火災予防条例の一部改正について	議案の審査を行った。
3	議案第78号 北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	
4	議案第81号 水道工事の一時中止等に伴う増加費用に関する和解について	

8 会議の経過

○委員長（富士川厚子君）開会します。

本委員会に付託された議案は、お手元配付の一覧表のとおり3件であります。

審査の日程については、本日は議案の審査を行い、明日は議案の採決、陳情の審査及び所管事務の調査を行います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいまから議案の審査を行います。

議案第77号、78号及び81号の以上3件について一括して議題とします。

審査の方法は、一括説明、一括質疑とします。当局の説明は、できるだけ要点を簡潔、明瞭にお願いします。なお、議案の説明は着席のまま受けます。

それでは、説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは、着座のまま説明させていただきます。

議案第77号、北九州市火災予防条例の一部改正について御説明いたします。

タブレットの2ページを御覧ください。

まず、1、改正理由です。消防設備の設置基準につきましては、消防法に基づき、消防法施行令、以下、政令といたします、及び北九州市火災予防条例、以下、条例とさせていただきます、これらで定めております。今般、木材利用の促進を目的とした建築基準法の改正に伴い、政令が改正されたことから、条例につきましても同様に改正を行うものでございます。

次に、2、改正内容でございます。建築基準法における耐火建築物の要件が、主要構造

部が耐火構造であることから、特定主要構造部が耐火構造であることに改正されました。これを受け、政令が改正されたことから、引用しております条例についても、同様に主要構造部を特定主要構造部に改めるものでございます。施行期日でございますが、公布の日から施行することとしております。

次に、改正の内容について具体的に御説明いたします。

タブレットの3ページを御覧ください。

まず、1、建築基準法の改正ですが、資料の上のほう、右側のメゾネット住居のイメージ図のイラストを御覧ください。従来の建築基準法では、赤い破線で囲っております居室の床、壁などのほか、茶色に着色しております中間床、階段及びこれを支える柱、はり、壁などの全てが主要構造部とされ、耐火構造としなければなりませんでしたが。今般の建築基準法の改正では、居室の床、壁などは特定主要構造部として引き続き耐火構造としなければなりません。特定主要構造部である床、壁などで防火区画された内側にある茶色に着色しました中間床、階段、柱、はり、壁などについては、耐火構造としなくてもよくなり、木材の利用が可能となっております。

次に、資料の下のほう、2、火災予防条例の改正でございますが、今回の条例改正により、例えば耐火建築物の消防設備を緩和する規定において、耐火構造としなければならない部分が主要構造部から特定主要構造部となり、先ほど御説明いたしました中間床などが木造であっても、緩和の規定が適用されることとなります。

以上で議案第77号、北九州市火災予防条例の一部改正についての説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（富士川厚子君） 総務経営部長。

○総務経営部長 それでは、上下水道局所管分の議案について御説明申し上げます。

本日御審議いただく議案は、2件でございます。

まずは、お手元資料の2ページを御覧ください。

議案第78号、北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本議案は、行橋市、苅田町への水道用水供給事業の拡大及び古賀市、宗像市と福津市で構成されている宗像地区事務組合への水道用水の増量に伴い、地方公営企業法第4条の規定により、給水対象及び1日最大給水量を変更するため、本議会に提出したものでございます。

まず概要ですが、行橋市、苅田町では、安定した水源の確保などに課題があり、本市から水道用水を供給するものでございます。また、古賀市、宗像地区事務組合では、老朽化した浄水場などに課題があり、本市からの水道用水を増量し、供給するものでございます。

今回の改正内容としましては、給水対象に行橋市と苅田町を加え、1日最大給水量を1

万5,700立方メートル増量し、3万8,700立方メートルとする条例の一部改正を行うものでございます。なお、1万5,700立方メートルの内訳につきましては、行橋市に7,200立方メートル、荻田町に2,500立方メートル、古賀市に4,000立方メートル、宗像地区事務組合に2,000立方メートルとなっております。

資料の3ページから5ページに、行橋市、荻田町への拡大、それから、古賀市、宗像地区事務組合への増量、本市水道用水供給事業の改正後の内訳を掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

引き続きまして、資料の6ページを御覧いただければと思います。

議案第81号、水道工事の一時中止等に伴う増加費用に関する和解について御説明いたします。

本議案は、水道管用塗料を製造する会社の不適切な行為により、水道工事を一時中止したため発生した増加費用に関する和解について、本議会に提出したものでございます。

概要でございますが、令和4年1月に、神東塗料株式会社の水道管用塗料において、公益社団法人日本水道協会の認証を取得する過程で不適切な行為があったことが発覚いたしました。上下水道局では、水道管の安全性を確認するまでの期間、水道工事43件に工事の一時中止を指示いたしました。このうち、一時中止に伴い増加費用が発生した8件の工事受注者から費用の請求があり、上下水道局が負担をしております。この上下水道局が負担した増加費用と遅延損害金約46万円を合わせた約686万円の損害賠償請求について、神東塗料株式会社と和解するものでございます。なお、今回の不適切行為に関しまして、水道水の安全性は確認をされております。

和解内容でございますが、具体的には、工事の一時中止に伴う工事8件分の増加費用の全額635万1,124円について、3年間の分割で神東塗料株式会社が北九州市へ支払う内容となっております。遅延損害金につきましては、同社より免除の申出があり、これを争う訴訟費用との比較検討の結果、免除することとしております。

以上が本議会に提出いたしました上下水道局所管議案2件の概要でございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（富士川厚子君） これより質疑に入ります。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質疑はありませんか。出口委員。

○委員（出口成信君） 火災予防条例の改正ですけれども、昨日テレビで、ホテルニュージャパンの火災の番組があっていて、部屋から火が出て、あっという間に火が大きくなって、もう消火し切れない状態になったというのがあったんですね。それで、中にあるものというのは、ベッドでも何でも耐火構造にしていると。燃えないカーテンとか燃えない布団とかにしていると思うんですけど、今度はこれを緩和して、燃える木のメゾネットにして、

階段も木でいいですよと、部屋の中は燃えていいですよとなるように感じるんです。中に木をくべて、余計に火が燃えるようなことにして、今までの周りの耐火構造が耐えられるのかとか、そういう懸念があるんですけど、どう考えたらいいんですか。

○委員長（富士川厚子君） 指導課長。

○指導課長 今回、木造の使用が認められますのは、メゾネットタイプのマンションなどに限って、防火区画の内側にあります、防火上、支障のない建築部材を木造にできるものであります。ですから、隣の区画へ延焼が心配される部材については、これまでどおり耐火構造になっております。

また、木造部分は、建築法令で一定の防火性能、木材の厚みですとか強度を定めることになっておりまして、木造部分の周囲は強固な壁と床で取り囲みまして防火区画にするために、区画の外に火災が燃え広がることはないと考えております。以上でございます。

○委員長（富士川厚子君） 出口委員。

○委員（出口成信君） じゃあ、さっき言った寝具とかカーテンとか、ああいうものを防火にしないといけないと、そういう定めがありますよね。それがなぜできたのかという話です。分かりますか。

○委員長（富士川厚子君） 指導課長。

○指導課長 例えば、ホテルとかでいいますと、防災製品といいますか、じゅうたんですとかカーテン等につきましては、防災性能を使うということになっておりまして、それ以上火災が燃え広がらないような対策を取るという形で対応を取っております。

○委員長（富士川厚子君） 出口委員。

○委員（出口成信君） それ以上、火災が広がらないようにやっているのに、今度は、部屋の中は木材にして、部屋の中だったら燃えてもいいですよというようなことですけど、懸念があるということを指摘しておきたいと思います。そうやって中を木にするんだったら、中でばっと燃えるかもしれないから、余計に周りの耐火構造はちょっと高めにしておくとか、こういうことがあるのであれば分かるんですけど、何かありますか。

○委員長（富士川厚子君） 指導課長。

○指導課長 建物の安全性につきましては、総務省消防庁や国土交通省において時間をかけて検討を重ねた結果、建物の一部を木造とした場合でも、火災が起きたときに建物全体が倒壊したり延焼したりしないこと、また、部屋の内装は燃えにくい材料を使うこととしておりまして、火災が起きたとしても火は一定の区画内にとどまることなどを要件としておりますので、耐火性能には全く変更がございません。建物の安全性については、問題ないということで判断されております。以上でございます。

○委員長（富士川厚子君） 出口委員。

○委員（出口成信君） ホテルニュージャパンも、ホテル自体は崩れ落ちていませんけど、

すごい死者が出たということなので、そのところは指摘しておきたいと思います。

次に、2つ目の水道の広域連携ですが、これは、こちらがどうぞもってくださいというわけじゃなくて、向こう側から提供してくださいという話であったからということですよ。だから、こっちで水が足りなくなったら、もうストップしますよと。もう一つ、技術の継承の問題もあるんですけど、それにしても二崎と矢留は浄水場を残すということなので、そこで技術の継承が図られるということなんですけど、そういうところの懸念があるので、何かお答えがあれば伺いたいと思います。

3つ目の塗料の不適切な行為があつて工事がストップしたという件ですが、ダイハツでは、新車の開発を急ぐあまりに、そういうところで不適切な行為がありました。今回の塗料の改ざんですか、何かあつたということなんですけど、根本的に何でこんなことをしたのかということとを解明しないと、また先に起こる可能性があるんで、そのところは何が原因なのかということとを教えてください。以上です。

○委員長（富士川厚子君） 広域事業課長。

○広域事業課長 本市に事故等があつて水が送れなくなった場合にどうなるかということについて御回答いたします。

本市につきましては、10か所の多様な水源を確保しているということ、それからまた、安定した供給システムを持っているというようなことがありますので、比較的、事故等には強いシステムを構築しているということとでございますけども、仮に災害時に途中の管路等で事故があつた場合については、市内の供給と同程度の扱いか、それ以下の供給体制となるのかなというのが想定されます。その場合につきましても、行橋市と荻田町は、それぞれで所有している自己水源であつたり、それから、京築地区水道企業団から用水供給を受水していますので、そういった受水で対応するというふうなことになっております。具体的な方法につきましては、行橋市、それから、荻田町それぞれが対応策を検討しているところで、できる範囲で対応するということになろうかと思っております。

それからもう一つ、行橋市、荻田町の技術の継承についてはどうですかという御質問について御回答いたします。

行橋市と荻田町は、用水供給を受水するというところで、浄水場が廃止になると、委員の御指摘のとおりのような状況になるということで、技術が途絶えるということが危惧されるということがございます。行橋市は矢留の浄水場、それから、荻田町には二崎の浄水場は残るため、規模は少し小さくはなりますけども、浄水場の運転、維持管理の技術、こういったものは継承されると考えてございます。

それからまた、市水道全体の技術の継承につきましても、本市は、技術研修の受入れ等も実施をしております。そういったところで、近隣市町も含めて、技術の継承については支援をしていきたいと考えてございます。以上でございます。

○委員長（富士川厚子君）設計課長。

○設計課長 神東塗料がなぜこのような不正を行ったかということについてお答えします。

神東塗料は、特別調査委員会を設置して原因分析等を行っております。その報告書によりますと、実用性が十分に確保されていれば、規格等に合致しなくても実質的な品質に問題がないといった、現場ではそういう思い込みがあったと。規格などの遵守について、組織的な対応が取られていない、そういう状況にあったということが原因として分析されております。以上です。

○委員長（富士川厚子君）出口委員。

○委員（出口成信君）ということは、今の話ですけど、結局、何かせかされるものがあったとか、そういうものがあったから、こういう不適切な行為が起きたわけではないということなんですか。ちょっと何かよく分からなかったんですけど。

○委員長（富士川厚子君）設計課長。

○設計課長 報告書に書いてあったことなんですが、実際、塗料業界は、利益率が非常に低いという状況もあったと聞いております。そういう状況の中で、十分な対応が徐々に取れなくなっていったということは推測されると思います。

○委員長（富士川厚子君）出口委員。

○委員（出口成信君）利益率が低いから、あまり大規模に検査とかそういうのをやるとお金がかかっちゃうから、簡単に済ませちゃったということだから、それをどうやってそういうことがないようにしていくのかということは、何か報告があっているんですか。

○委員長（富士川厚子君）設計課長。

○設計課長 ただいま申し上げました特別調査委員会の後、さらに今度は、社長を委員長とした、外部の弁護士とか有識者を委員とした委員会を設置して、コンプライアンスの遵守とか、そういったものについて検討して、体制を整えている最中と聞いております。

○委員長（富士川厚子君）出口委員。

○委員（出口成信君）こういう公共工事とか、公共インフラなんかというのは、利益を追求するようになっていかないうような状態にしていかなければいけないということを、ここでいろいろ言っても仕方ないので、指摘をしておきたいと思います。

技術継承については、支援していきたいということがありましたので、災害対応とか、そういうところで物すごくだんだん弱体化していくとか、そんなことがありますので、災害対応とかでもぜひ支援をしていただきたいと思います。

一番最初の消防法の改正ですけど、ホテルニュージャパン、また戻りますけど、あれはもうひどいんですよね。消火栓の扱い方も分からなかったとか、火災の警報を流すこともできなかったとか、どこのボタンを押せばいいか分からなかったとか。そんなこともありますので、そういうことも含めて、いま一度マンションとかそういうところの防火対策、

消火栓がどこにあって、どう使えばいいのかということが徹底されているのかとか、そういうこともぜひ検証していただきたいと思います。私からは以上です。

○委員長（富士川厚子君） ほかにありませんか。森本委員。

○委員（森本由美君） 最初に、市の火災予防条例についてなんですけれども、私がお聞きしたいのは、法改正のきっかけはなんなのか。例えば、建築、建設業者からそうしてほしいっていう、例えば今の住宅はそういう木造で造るものが人気があるのでとか、どうして法改正をしたのかっていう理由をお聞きしたいと思うんですけれども、分かりますでしょうか。

○委員長（富士川厚子君） 指導課長。

○指導課長 木造化を推進する背景についてお答えいたします。

地球温暖化の原因となっております温室効果ガスを削減するために、エネルギー消費の約3割を占めていると言われております建築分野の省エネ対策として、木造利用を推進することになったと伺っております。これまで商業ビルですとかマンションのような大規模な建築物は、防火の基準が厳しくて、鉄筋コンクリート造のような造りにしないとイケなかったため、木材が使用しづらいという現状がありました。それが、今回カーボンニュートラルの実現に向けて、もっと木材を利用していきましょうということになりまして、建築基準法が改正され、防火の基準の厳しい耐火建築物であっても、防火上、支障のない範囲で木材が使えるようになっております。以上でございます。

○委員長（富士川厚子君） 森本委員。

○委員（森本由美君） 分かりました。ありがとうございます。

そしたら、上下水道局の議案についてお聞きします。

水道用水供給事業なんですけど、行橋市と苅田町に供給した後、令和7年度には宗像地区事務組合と古賀市に供給量を増量することになっております。令和7年に増量した後、まだ本市にはどのぐらいの供給量の余力っていうのがあるのか、伺いたいと思います。

それと、和解の事案なんですけれども、事業者が不適切な行為をしていたということで工事が遅れたということになりますけれども、お金は払っていただきますが、今後、企業に対しては、何かペナルティーとか評価が下がるとか、そういった何か影響というのはあるのでしょうか。

○委員長（富士川厚子君） 広域事業課長。

○広域事業課長 まず、本市が用水供給を行った時点で余裕があるかというようなことについて御回答いたします。

本市が用水供給を実施するに当たりまして、市内の需要であったりとか将来の計画といった需要を予測して、今回の増水に当たる水量を検証して出したというようなところでございます。それで、現時点におきましては、需要と供給のバランスが取れているというよ

うな状況でございますので、今の時点では、もう新たに増量できる水量はないというよう
な状況でございます。以上です。

○委員長（富士川厚子君） 設計課長。

○設計課長 神東塗料の件で、ペナルティーがあるかということですが、今回、水道用ダ
クタイトル鑄鉄管合成樹脂塗料の認証を、日本水道協会が取り消しております。以上です。

○委員長（富士川厚子君） 森本委員。

○委員（森本由美君） ありがとうございます。

水道用水供給事業は、じゃあ令和7年度に宗像地区事務組合と古賀市に増量して、その
後の計画は特に増やすってことはなくて、本市の供給量はそのままという、どんどん増や
す方向にはいかないってことになるんですか。それを確認させていただきたいのと、
もう一つは、今後の水道事業の方向性について、私は推進しないんですが、いろいろほか
のところではPPPとかいろいろな動きがありますが、本市としてはどういう方向性なの
かを伺えればと思います。

○委員長（富士川厚子君） 広域・海外事業部長。

○広域・海外事業部長 令和7年度から宗像地区事務組合、古賀市へ増量いたします。そ
の後、令和18年度には行橋市、苅田町への最終的な増量ということで、行橋市7,200、苅田
町2,500という量について、本市の水需要等を、当然実績プラス新規開発等も今見込んでお
ります。いろんな計画がございますので、最大これだけ出るだろうという水需要予測をし
た上で、今回1万5,700というものを確保しております。今後、今、将来計画にある水需要
については、いろいろな不確定要素がございますので、もしも新規開発が計画どおり進ま
なければ、またその部分が余力として生まれるということで、現状で把握している中では、
水需要については1万5,700が今回余力として生み出されているということでございます。
今後、将来的にまた水需要は精査していかないといけないと考えております。以上です。

○委員長（富士川厚子君） 経営企画課長。

○経営企画課長 水道事業につきまして、PPPなどを含めた今後の方向性でございます。

本市の事業につきましては、PPPの関連でいいますと、これまでも民間でできるところ
は民間に委ねる、営業部門などの民間にできるところは民間に委ねるなどを行って、ま
た、市が担う安全・安心な水の提供の部分につきましては、市が責任を持って推進してお
ります。こういった形で、効率的な事業運営を行っております。現時点で、民営化を進め
ているとか、そういうことは決まっていることはありませんが、他都市の動向とか国の動
向などを踏まえて、注視しながら考えていきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（富士川厚子君） 森本委員。

○委員（森本由美君） 分かりました。ありがとうございます。人口100万人ということで、
多分、水道事業も開発してきたと思って、うちは残念ながら人口がそこまでっていない

ので、余力をほかの自治体に供給するというところで進めていると思います。本当に困っているところの支援にもなるし、あと広域連携ということでもとてもいいことだと思いますので、うちのところの供給の余力を見ながら、しっかり進めていただければと思います。

今後の方向性は、また中期計画をつくったり、そのときに見直すということだと思いますが、市民にとって安定的に安全な水を供給という視点は忘れないでいていただきたいのと、あと、上下水道局の技術継承というところもしっかり考えた、そういう視点を持って中長期計画を立てていただきたいと思います。

最後に、和解の案件なんですけれども、これは、関連団体っていうんですか、その業界では認証取消しということになったんですが、今後、北九州市の事業の入札とかには入ることになるのか、すいません、教えていただければと思います。

○委員長（富士川厚子君） 設計課長。

○設計課長 塗料ですが、北九州市の場合、水道の資材、水道管とか、支給材制度を取っておりまして、市が直接材料を買って、それを工事に使うという形になっております。支給材を買うときの仕様、その中に認証を取った材料じゃないといけないというか、そういう確認をしておりますので、認証が取れていない材料については使われないと、そういう材料は購入できないということになります。以上です。

○委員長（富士川厚子君） 森本委員。

○委員（森本由美君） ということは、もうこの企業は、今後は市の仕事には携わることができないということなんですか。

○委員長（富士川厚子君） 設計課長。

○設計課長 改めて認証を取るということは考えられるんですが、それまでは、この塗料が使われた材料は入ってこないということになると思います。以上です。

○委員（森本由美君） 分かりました。

○委員長（富士川厚子君） ほかにございせんか。

ほかになければ、以上で議案の審査を終わります。

明日も午前10時に開会します。

本日は以上で閉会します。

環境水道委員会 委員長 富士川 厚子 ㊟